

2015年 9月16日
郵政ユニオン 交第3号

日本郵便株式会社
代表取締役社長
高橋 亨 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

2015 年度年末年始業務運行に関する要求書

日本郵便株式会社は、8月6日、「2015年度年末年始業務運行推進の基本方針・要綱(案)」について情報提供を行ってきました。今年度は、日本郵便株式会社の持株会社である日本郵政株式会社の株式が上場される中での年末年始業務運行であり、国民・利用者の関心が一段と高まることが考えられます。また、「新中期経営計画」のもとでの業務運行ともなります。

一方、職場では、慢性的な要員不足、ゆうパックの増加などに加え、10月からはじまる「マイナンバー」関連の郵便物の取扱いなどで年末年始繁忙期の業務運行を例年以上に不安視する声があがっています。

郵政産業労働者ユニオンは、年末年始の業務運行を確保し、良質なサービスを国民・利用者に公平に提供するためには、職場で直接業務に携わる社員の労働条件の向上が不可欠であると考えます。従って、以下の要求書を提出するので、早急に誠意ある回答と交渉の場を求めます。

記

- 1 「年末年始業務運行推進の基本方針・要綱」について、昨年度からの変更点及び新規施策の詳細と理由を明らかにすること
- 2 これまでに「郵便ネットワーク再編の暫定開始」を実施した地域の年末年始業務運行の総括を明らかにすること。また、「郵便・物流ネットワーク再編の本格開始」を実施した地域の昨年度の総括と今年度の考え方について明らかにすること
- 3 10月1日現在における日本郵便株式会社の正社員数、及び期間雇用社員数を雇用形態別に明らかにすること
- 4 通常業務が正常に確保されない実態が報告されています。各支社別に業務運行の状況（要員不足の実態）を確認し、具体的対策を講じること
- 5 ゆうパック繁忙及び年賀繁忙における短期期間雇用社員の確保に万全を期すこと。また、基本給は所属長権限であり、労働組合各支部と交渉を行い決定すること
- 6 短期期間雇用社員の時給単価が、長期期間雇用社員の時給単価より高くなる逆転現象が生じています。長期期間雇用社員に対して「繁忙手当」を支給して加算した時給単価とし、逆転現象を解消すること
- 7 年末年始繁忙の業務運行に関する職場段階における労使の意思疎通については、ルールに基づき

誠意をもった対応するように指導を徹底すること

8 2016年用年賀葉書の販売等に関して

- (1)発行枚数及びその根拠を明らかにすること
- (2)「販売取組み等」について早急に明らかにすること
- (3)販売指標及びその根拠を明らかにすること。支社別の目標及び根拠についても明らかにすること
- (4)「実需のない自社商品購入」はコンプライアンス違反であることは明らかです。しかし、職場では管理者の発言により「自爆」せざるを得ない状況がつくられています。会社の見解を明らかにすること。また、「実需のない自社商品の禁止」を徹底させるための具体的対策を明らかにすること
- (5)「社員の立替払い対策として Web 受注サービスの活用」を実施してきました。以下の点について明らかにすること
 - ①昨年度の「Web 受注サービス」の利用状況について明らかにすること
 - ②社員周知が不十分な状況がありました。会社としての総括と今後の対策を明らかにすること
- (6)金券ショップ対策について、昨年度の総括と今年度の対策を明らかにすること
- (7)「かもめ〜」の販売において、郵便内務社員の指標の設定・営業活動について、新たな施策を実施しましたが、周知が不十分でした。年賀葉書の販売に対しても実施するのか明らかにすること。また、社員周知について具体的対策を明らかにすること
- (8)期間雇用社員の年賀販売実績の職場での掲出は、「販売協力」の位置づけと矛盾するものであり、正社員と同様の提出方法は改めること

9 ゆうパック事業に関して

- (1)昨年度の年末年始の業務運行の総括について明らかにすること
- (2)今年度の年末年始の予想個数及びその根拠を明らかにすること
- (3)ゆうパックの配達について、社員・期間雇用社員で行う場合と委託業者が行う場合など局によって異なっています。ゆうパックの配達における会社としての考え方を明らかにすること
- (4)昨年度は委託業者が撤退し混乱をきたしました。以下の点について明らかにすること
 - ①委託単価の引き下げを行わないこと
 - ②委託単価については、委託業者が長時間労働にならないように要員が確保できる単価とすること
- (5)昨年度の年末年始繁忙期における駐車違反件数及び罰則金額を明らかにすること。また、駐車違反対策について具体的に明らかにすること
- (6)ゆうパックの取り巻きにより集配作業が輻輳しています。各局に応じた柔軟な対応を行なうように指導すること。また、ゆうパックの小物・薄物の基準を明らかにすること

10 1月2日から5日までに間に全社員の最低1日の休日を確保すること。また、連続出勤は7日以内とすること

11 防犯対策及びコンプライアンスの徹底に関して

- (1)昨年度の犯罪件数を明らかにし、傾向と分析を明らかにすること。なお、年末年始繁忙における防犯対策に万全を期すこと
- (2)過去におけるコンプライアンス違反の事例と件数を、内務・外務別に明らかにすること。また、具体的対応策を明らかにすること
- (3)臨時出張所等の防犯対策には万全を期し、社員の休憩・休息時間を確保できるように複数配置等の環境整備を図ること
- (4)管理者を含む全社員を対象としたコンプライアンス研修を必ず実施すること

12 勤務時間・勤務時間管理等に関して

- (1)「新夜勤」・「深夜勤」における時間外労働は、労働者の健康維持のために基本的には禁止とすること。とりわけ「深夜勤」の連続部分については格段の配慮を行うこと
- (2)「時間外労働の休息时间（10分）」については、勤務途中に設けるように指導を徹底すること
- (3)勤務時間管理を徹底し、タダ働き、サービス残業を根絶すること。作業時間前着手に厳正に対処すること
- (4)昨年の三六協定における「特別条項」を適用した局数を明らかにすること。また、その再演をさせないための具体的な対策を明らかにすること

13 年末年始の労働安全対策に関して

- (1)ロールパレット事故が続発しています。短期期間雇用社員に対する指導を徹底すること。また、ロールパレットの改善及び改良型の配備計画について改めて明らかにすること
- (2)交通事故対策について、以下の点を明らかにすること
 - ①年間の交通事故件数と特徴を明らかにすること
 - ②年末年始繁忙期における交通事故対策について明らかにすること
 - ③寒冷地における対策には万全を期すこと

14 年末年始勤務手当等について、以下の点を明らかにすること

- (1)正社員については以下のとおり改善を図ること
 - ①手当支給対象期間を拡大すること
 - ②深夜勤の「解放・非番日」についても特例として支給対象とすること
 - ③現行支給額について以下のとおりとすること
12月29日～31日については5,000円
1月1日～3日については7,000円
- (2)期間雇用社員については以下のとおりとすること
 - ①年末年始勤務手当については正社員と同様に支給すること
 - ②1月1日・2日・3日の出勤者は正社員と同様の割増率を支給すること
 - ③正社員と同様に冬期休暇を付与すること

15 年末年始特別休暇中の勤務指定表の作成にあたっては、1月2日及び3日は非番、週休指定はしないこと

16 昨年度は、携帯端末機と車両等が圧倒的に不足し、現場の業務運行に支障をきたしました。改善すること

以上